

とも家事PRイベント業務委託 仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「甲」という。）が発注するとも家事PRイベント業務を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

とも家事PRイベント業務委託

2 事業の目的

誰もが仕事でも家庭でも活躍できる理想のとも働き・とも育ての実現に向け、県民や民間企業を含む県全体で「とも家事※」の普及啓発を進めるためのイベントを開催し、一層のとも家事の定着を図る。

※とも家事の定義：みんなで家事をシェアすること。「みんな」にはパートナーや家族だけでなく、お惣菜やミールキットなどの時短食材、便利家電、家事代行サービス等の活用も含まれ、みんなで家事をシェアすることで、「家事分担」（一方に偏った家事負担の軽減）と「家事時間削減」を目指す。

3 委託期間

契約締結の日から令和7（2025）年3月31日まで

4 業務内容

（1）県民の日におけるとも家事の普及啓発イベントの開催

- ・県民の日のイベントにおいて、若年層が取り組むとも家事のアイデアや具体例を紹介することにより、来場者（特に若年層）に実際に家事を行うイメージを想起させ、とも家事を実践する一助となるような啓発を目的として、とも家事を実践している県民※を登壇者としたとも家事に関するパネルディスカッションを開催する。

※登壇者はR5年度開催したとも家事コンテスト入選者（20～30代の若年層）を想定。

- ・イベントは、県庁で行われる県民の日のイベントに合わせて行うものとし、6月15日を想定。
- ・県民の日のイベントの一環としての位置づけとして実施するため、イベント会場は栃木県庁内または県庁近隣施設において甲が用意する（屋内を想定）。
- ・イベント開催までのスケジュール案を提示すること。
- ・実施体制について提示すること。
- ・パネルディスカッションについては、1時間程度を想定。ファシリテーターは1名で謝金は10万円以内（交通費別途）、パネリストは3名で謝金は1名につき交通費込1万5,000円以内とし、委託料に含むものとする。
- ・参加者募集期間中に1～2回程度広報を実施すること。

- ・県が別途実施するとも家事パートナー企業との連携促進事業と連携・調整を行うこと。

(2) とも家事の日におけるとも家事の普及啓発イベントの開催

- ・「とも家事の日」のイベントとして、普段家事に興味を示さない県民に対しても家事を啓発し、より広範囲にとも家事の普及啓発を行うことをねらい、①著名人によるとも家事に関する講演、②栃木県の包括連携協定締結企業やとも家事パートナー企業と協力したとも家事PRブース（例：便利家電の実演販売やお弁当・お惣菜の販売等）の出展、③子どもとできる家事体験等を開催する。
- ・上記②と③の配分については、乙の提案により、甲乙協議のうえ決定することとする。
- ・イベントは、11月23日（土曜祝日）の10時から16時とし、構成はトークショーとイベントブース等によるとも家事の普及啓発とする。
- ・イベント会場は、宇都宮市内で来場者1,200名以上の対応が可能な場所とする。
想定：ライトキューブ宇都宮2階大会議室
- ・トークショーについては1時間程度とし、出演者は家事や育児の分担に積極的に取り組んでおり、幅広い世代に支持されるようなタレントとする。なお、栃木県にゆかりの方である必要はない。
- ・トークショーの著名人タレントは1名から2名、可能であれば夫婦が望ましい。
- ・司会者は1名、手話通訳1名程度とすること。
- ・トークショーの著名人タレントの出演料、司会者、手話通訳の謝金については委託料に含むものとする。
- ・トークショーについては動画撮影を行い、電子記録として保存できるようにすること。
- ・イベントブースについては、一区画につき4～5㎡程度で、全体で6ブース程度を想定（提案によりブースの増減は可能）。
- ・家事PRの1ブースについては、エプロンペインティング体験とすること。その他3ブースについては、乙の提案により甲乙協議の上、内容を決定する（提案書にブース内容の提案を記載すること）。2ブースについては、甲が別途実施する「とも家事パートナー企業との連携促進事業」において出展内容の企画を行う予定のため、その際には甲の指示のもと、事業との連携・調整を行うこと（この2ブースについては、場合によっては更に分割を行う可能性がある。その場合は面積はそのままで再分割等を想定）。
- ・エプロンペインティング体験については、白地・布エプロン200着程度を用意し、布絵の具等で来場者に自由にペイントしてもらい、今後の啓発に活用するため成果品を映像データとして記録すること。
- ・本イベントの開催にあたっては、11月22日開催予定の本県産業労働観光部労働政策課の「仕事と子育て応援シンポジウム」と連携を図ること。
- ・参加者募集期間中に1～2回程度広報を実施すること。
- ・参加者募集にあたっては、事業効果を高められるよう上記「仕事と子育て応援シンポジウム」の内容を同時に周知すること。
- ・イベント開催までのスケジュール案を提示すること。
- ・実施体制について提示すること。

(3) 成果品の提出について

提出物：実績報告書（A4判）紙媒体1部及びCD-R1枚

提出場所：栃木県生活文化スポーツ部人権男女共同参画課女性活躍推進担当

提出期限：令和7（2025）年3月21日

5 留意事項

(1) 業務責任者等の通知

委託契約後、乙は業務遂行上の責任者を定めるとともに、事業計画書を作成し、甲に書面で提出するものとする。

(2) 成果品に関する権利

事業の成果は甲に帰属する。また、本事業の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合には、乙の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。

(3) 第三者への委託

乙は、委託業務を自ら実施するものとする。但し、委託業務を効率的に実施するために必要な場合は、業務の一部をあらかじめ甲の承認を受けた上で第三者に委託することができる。

(4) 完了報告書の提出

受託者は、委託業務を完了したときは、10日以内に栃木県に対して業務完了報告書を提出するものとする。業務完了報告書には、実施した事業の実績報告書を含むものとする。

(5) 委託料の支払時期

委託料の支払いは、事業完了検査後の精算払とする。

(6) 機密保持及び個人情報の保護

本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。事業実施のための個人情報の取り扱いについては、別途甲が示す「個人情報取扱特記事項」の定めに従うものとする。

(7) 証拠書類等の保管

乙は、本委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、令和11（2029）年度末日まで保管しなければならない。また、甲の求めに応じ、関係資料の提出を行うこと。

(8) 感染予防対策

本事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の上、実施すること。新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、本仕様書の内容に変更が必要となった場合は、甲の指示を受けて対応すること。

(9) その他

各業務に係る撮影、編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費は、全て委託金額に含むこと。各業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影及び動画配信の許可を得るこ

と。また、本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て栃木県に移転すること。

成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

本仕様書に定めのない事項であっても甲が必要と認め、指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。